

令和元年8月27日付け津市監査委員告示第4号公表分

(1) 財政援助団体監査

ア 榊原未来会議（所管部局：久居総合支所地域振興課）

(ア) 心温まる交流空間創出事業補助金について

| | |
|-------|---|
| 監査の結果 | 心温まる交流空間創出事業補助金について、材料費、保険料と明記してイベント参加料を徴収していたにもかかわらず、材料費及び保険料の支出にも当該補助金が充当されていたことから、所管部局は同会議に対し、補助金の充当が適正に履行されるよう指導されたい。 |
| 措置の内容 | 榊原未来会議に対して、補助金の充当を適正に実施するよう、文書及び口頭にて指導した。 |

(イ) 平成29年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金について

| | |
|-------|--|
| 監査の結果 | <p>平成29年度地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業助成金について、その支払対象業務が依頼先から同会議への助言、提案及びサポート事項であるにもかかわらず、全45回開催された会議等に係る議事録、助言・提案内容の記録簿、メモ等が作成されていない。</p> <p>このことは、平成28年度に国予算を活用し取り組んだ榊原地域において地域活動団体等が協力して活動し始めた事業を着実に継続発展させ、自立運営できる仕組みを作るための有効な事業になっているか疑問である。</p> <p>所管部局においては、当該補助金の執行内容を精査し、問題等を指摘すべきであったと考えるため、地域振興の費用として事業費が一過性のものにならないよう、将来にも有効に引き継がれるよう、また、事業費が生きるよう指導監督されたい。</p> |
| 措置の内容 | 事業に係る会議や打合せについては、議事録やメモを作成し記録として残すことで、その内容を今後の榊原全体の地域振興活動に係る参考として将来にも有効に引き継がれるよう、榊原未来会議に対し文書及び口 |

| | |
|--|---|
| | 頭にて指導した。また、今後も榊原地域の活動団体等が協力し地域振興活動を自立運営していけるよう指導監督する。 |
|--|---|

イ 公益財団法人津市社会教育振興会（所管部局：教育委員会事務局生涯学習課）

| | |
|-------|---|
| 監査の結果 | <p>津市社会教育振興会事業補助金について、自動車重量税に対して当該補助金が充当されているが、一般的に租税公課や積立金等は補助対象経費としておらず、補助対象経費の範囲が不明確となっている。所管部局は、補助金交付の説明責任が果たせるよう補助対象経費の範囲について整理されたい。</p> <p>また、退職給付引当金について、本来国家公務員退職手当法に定める額を積み立てるべきところ、退職金推計額を基に定年までの年数で均等割りをした概算額を積み立てていたことから、所管部局は、国家公務員退職手当法に基づく適正な額を積み立てるように指導されたい。</p> |
| 措置の内容 | <p>公益財団法人津市社会教育振興会に対し、補助金の充当を適正に行うよう指導した。</p> <p>退職給付引当金については、令和元年度から国家公務員退職手当法に基づく適正な額を積み立てている。</p> |

(2) 指定管理者監査

ア 美杉高齢者婦人センター管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

| | |
|-------|--|
| 監査の結果 | <p>指定管理者基本協定書における指定管理者仕様書によると、委託料の支払いについては、年度協定締結後、当該年度分の委託料を4月末日までに指定管理者の請求により支払うこととなっているが、平成27年度は6月9日、平成28年度は7月28日、平成29年度は5月9日に指定管理者口座に入金されており、いずれの年度も4月末までに委託料の支払いがなされていなかった。</p> |
|-------|--|

| | |
|-------|---|
| | 委託料の支払いが遅れると、指定管理者の業務運営にも影響が出てくることから、所管部局においては、今後、このようなことがないように適正な支払事務を行われたい。 |
| 措置の内容 | 令和元年度及び令和2年度においては、4月末までに委託料の支払いを行った。 |

イ ヒストリーパーク塚原管理運営協議会（所管部局：美杉総合支所地域振興課）

| | |
|-------|--|
| 監査の結果 | 施設の使用区分について、津市ヒストリーパーク塚原の設置及び管理に関する条例ではオートキャンプサイトはAサイトとBサイトの区分となっているが、実際の施設にはA、B、Cの3つのサイトがあり、実態に即さない表記となっていることから、所管部局にあつては、指定管理者と十分に協議を行い所要の措置を講じられたい。 |
| 措置の内容 | 指定管理者と協議を行い条例に基づき適正な管理運営を行うよう指導した。 |